

### 3. 生徒会会則（規約）

#### 第1章 総則

##### 第1条（名称）

本会は、東京都立六本木高等学校生徒会と称する。

##### 第2条（構成）

本会は、東京都立六本木高等学校生徒全員によって構成する。

##### 第3条（目的）

本会は、本校の全生徒が、学校の教育方針に基づき、自主的活動によって個性の伸長と品位の向上を図り、学校生活の充実や改善向上を目指し、生徒の立場から自発的・自治的な活動を行うことを目的とする。

#### 第2章 機関

##### 第4条（機関）

本会は、第3条にあげた目的達成のため、次の機関を置く。

1. 生徒総会
2. 生徒会執行部
3. 会計監査会
4. 各種委員会（選挙管理委員会、保健委員会、文化祭実行委員会、体育委員会、図書委員会、進路委員会、生徒会執行委員会）
5. その他、臨時に置かれる委員会

#### 第3章 執行部役員及び委員の構成

##### 第5条（執行部役員及び会計監査の人数）

本会の執行部は次の役員を置く。また、以下のように会計監査を置く。

執行部	会長	1名（副会長の互選により選出する）
	副会長	2名（各部）
	書記	1名（各部）
	会計	1名（各部）
会計監査		2名（Ⅰ～Ⅲ部共通）

##### 第6条（執行部役員を選出）

第5条にあげた執行部役員及び会計監査は、全校生徒による直接選挙で選ばれる。

##### 第7条（会計監査の兼任禁止）

会計監査は、他の執行部役員を兼任することができない。

##### 第8条（各種委員会）

- ① 生徒の活動を円滑にすすめるために、各種委員会を置くことができる。
- ② 各種委員会の設置及び構成は、生徒総会、生徒会執行部及びその委員会の主な活動をつかさどる校務分掌から提案することができる。また、設置及び構成の決定は、生徒会執行部、生徒総会、教員による職員会議の承認を経なければならない。

#### 第4章 執行部役員、会計監査及び各種委員の任務

##### 第9条 (会長)

会長は、生徒会を代表し、本会運営に関する責任と権限を有する。

##### 第10条 (副会長)

副会長は、つねに会長を補佐し、会長が不在の場合は会長の任務を代行する。

##### 第11条 (書記)

書記は、会議の内容を議事録に記載し、保管する。また、執行部だより等の広報活動の中核を担う。

##### 第12条 (会計)

会計は、生徒会予算執行の調整、決算報告の作成、その他会計に関する必要事項を取り扱う。但し、出納事務は、原則として生徒部担当教員、及び本校経営企画室に依頼する。

##### 第13条 (会計監査)

会計監査は、会計監査会を組織し、本校生徒会各部の予算執行及び決算等の会計監査に関する必要事項を取り扱う。その際、生徒部担当教員から財産の管理運営状態の指導を受ける。

##### 第14条 (各種委員会)

各種委員会、その他臨時に置かれる委員会の任務は、担当する校務分掌の教員と構成する委員によって決めることができる。また、その任務について、生徒会執行部は助言を行なうことができる。

#### 第5章 生徒総会

##### 第15条 (構成)

生徒総会は、全会員をもって構成する。

##### 第16条 (地位)

生徒総会は、生徒会の方針および運営について報告・審議・決定する最高議決機関である。

##### 第17条 (議事)

生徒総会は次の事項を審議し、決定する。

1. 前年度の活動報告 (生徒会執行部、各種委員会)
2. 年間活動方針 (生徒会執行部、各種委員会)
3. 前年度生徒会費決算報告
4. 今年度生徒会費予算案
5. その他の重要議案

##### 第18条 (開催、招集、総会の種類)

- ① 生徒総会は各部ごとに開催する。生徒総会の招集は、執行部役員が行う。
- ② 生徒総会には、定期総会および臨時総会がある。
- ③ 定期総会は、毎年1回、後期冬季休業日前までに開催する。
- ④ 臨時総会は、執行部役員が必要と認めた場合のほか、全会員の3分の1以上の要求があった場合に開催する。

##### 第19条 (定足数)

総会は、休学・留学している会員を除く全会員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

## 第20条 (議長)

議長は、会長によって任命され、会長その他執行部役員がこれを兼務することができる。

## 第21条 (議決)

総会の審議事項は、出席者の過半数の賛成で決定する。但し、執行部役員が重要と認めた議事については、その決定の方法を全会員及び全教員と協議することができる。

## 第6章 任期

### 第22条 (任期)

生徒会執行部役員、会計監査及び各種委員の任期は、1年とする。但し、再選・再任は妨げない。

## 第7章 選挙

### 第23条 (選挙管理委員会)

生徒会執行部役員及び会計監査の選出のため、選挙管理委員会を置く。

### 第24条 (選挙管理委員会の任務)

選挙管理委員会は、選挙の計画・施行及び投票の管理を行う。

## 第8章 予算

### 第25条 (生徒会費)

本会の経費は、会員の会費及びその他の収入をもって充てる。会費は別途定める。

### 第26条 (生徒会予算)

本会の予算は、会計を中心に生徒会執行部が作成し、生徒総会における審議・議決を経て決定する。その際、生徒部担当教員の助言と指導を受けることができる。

### 第27条 (決算)

本会の決算は、すべて会計監査会がこれを監査し、その代表が生徒総会において監査報告をするとともに、会計またはそれに代わる執行部役員が生徒総会において報告するものとする。

### 第28条 (収入項目)

収入項目には、次のものがある。

1. 当該年度の会費
2. 前年度の繰越金
3. その他の臨時収入

### 第29条 (支出項目)

支出項目には、次のものがある。

1. 学校行事及び生徒会主催行事費
2. 広報活動費
3. 事務費
4. 通信費
5. 部活動費
6. 予備費
7. その他、必要と思われる費用

## 第9章 生徒会と教員

### 第30条（生徒会と教員の協力）

生徒会の活動に関するすべての機関及び会議の決定は、生徒会担当教員の助言及び指導を受けるものとし、本会の目的達成のために、本校の全生徒及び全教職員は最大限の協力を図らなければならない。

## 第10章 改正・補則

### 第31条（改正）

- ① 本会則の改正は、全会員の3割の連署をもって、その検討を執行部に請求することができる。
- ② 前項の請求があった場合、もしくは生徒会執行部が本会則の改正が必要と思われた場合、執行部が生徒部担当教員とともにこれを検討し、生徒総会に提出することができる。
- ③ 本会則の改正は、生徒総会における審議・議決を経て決定する。

### 第32条（補則）

この会則は平成21年6月1日より施行する。

## 4. 生徒会執行部役員及び会計監査 選挙管理規約

### 第1章 総 則

- 第1条 この規約は、生徒会執行部役員、会計監査及び選挙によって選ばれる各種委員会の委員の選挙を、公明かつ適正に行うことを目的とする。
- 第2条 生徒会会員は、執行部役員、会計監査及び選挙によって選ばれる各種委員会の委員について、選挙権及び被選挙権を有する。但し、生徒会副会長については、2年次以上の会員が被選挙権を有する。選挙管理委員は選挙権及び被選挙権を有しない。

### 第2章 立候補

- 第3条 立候補届は、告示された日程にしたがって選挙管理委員会の指定した用紙に所定の事項を記入して選挙管理委員会に提出する。
- 第4条 立候補者は、重複してその他の役職に立候補することができない。
- 第5条 立候補者が定員数に達しない場合には、その候補者に対する信任投票を行うこととする。

### 第3章 選挙運動

- 第6条 選挙運動は、立候補届を提出してから投票日の前日までの期間内に行うことができる。
- 第7条 立候補者のポスターは、選挙管理委員会の指定した用紙を使用し、指定した場所に掲示する。
- 第8条 選挙運動は、秩序を乱すことのないように、校内で授業に差し支えないように行うことができる。
- 第9条 選挙管理委員会は、選挙公報を発行する。
- 第10条 立候補者ならびに全会員は、第6条から第8条に反し、または公序良俗に反する一切の行為をしてはならない。
- 第11条 第10条によって選挙管理委員会が選挙違反と認めた者は、その選挙に関する一切の権利を失う。

### 第4章 投票及び投票場所

- 第12条 投票は選挙管理委員会の指定した用紙を用い、各部ごとに、当該部の候補者に対して行う。投票は無記名とする。
- 第13条 投票は、各部において、各部の立候補者による立会演説会を行なったのち、直ちに投票を行う。但し、止むを得ぬ事情のあるときは、立会演説会に代わる方法で立候補者の意思を表明することとする。
- 第14条 投票は選挙管理委員、または生徒部担当教員の立会のもとに行われる。

### 第5章 開 票

- 第15条 開票は、投票の当日又は翌日に行う。
- 第16条 開票は、選挙管理委員会が、生徒部担当教員の立会のもとに行う。
- 第17条 当選は、有効投票数の多数得票順および過半数の信任により決定する。

第18条 当落のかかる得票数同数の場合は、原則として再選挙により当選者を決める。但し、選挙管理委員長の承認により、当該立候補者の協議により決定することを妨げない。

第19条 次の投票用紙は無効とする。

1. 規定の投票用紙によらないもの。
2. 規定によらない記入を行ったもの。

第20条 信任投票において不信任とされた場合、又は第18条により再選挙の必要を認めた場合は、選挙管理委員会は開票日から3日以内に再選挙の公示を行う。

第21条 開票済みの投票用紙は、その選挙で選出された役員の任期中、選挙管理委員会が保管する。

## 第6章 結果

第22条 選挙管理委員会は、投票日から7日以内に選挙の結果を放送又は書面によって発表する。

第23条 選挙管理委員会は、新役員が確定した日より7日以内に信任式を行う。

第24条 選挙後30日以内に欠員を生じた場合は次点者を繰り上げ当選とし、それ以後の場合または信任投票であった場合は、その任期中を欠員とする。

## 第7章 選挙管理委員会の選出

第25条 選挙管理委員は全年次の各クラスから選出する。

第26条 選挙管理委員会の任期は1年とし、毎年4月に選出する。

第27条 選挙管理委員会は選挙管理委員をもって組織し、委員長および副委員長を選出する。

第28条 委員長は選挙管理委員会の運営を統括し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在のときはその代行を務める。

補則 この規約は平成21年4月1日より施行する。

## 5. 部活動

### (1) 基本方針

- ①活動参加者は必ず入部届を提出する。(1年毎に更新)
- ②活動は部顧問が校内にいる時間に限る。
- ③活動は授業参加を最優先すること。授業を登録してある時間に活動はしてはいけない。
- ④活動時間・場所は授業を最優先する。
- ⑤授業の妨害・迷惑になることをしてはいけない。(大声・騒音・振動等)
- ⑥活動時間・場所は職員室前のホワイトボードに記入し、終了後は消すこと。
- ⑦活動場所のカギの管理は顧問が行う。解錠・施錠は許可が必要である。
- ⑧活動終了後は、活動場所の清掃を行い、授業等に支障のない状態にすること。
- ⑨定期考査1週間前から考査終了日までは活動禁止になる。但し、公式戦等の直前に限り、申請した上で活動することができる。
- ⑩休日に活動するときは、事前に休日活動届を提出し許可を得ること。
- ⑪兼部については、3部までとする。
- ⑫大会へ出場する場合には、健康診断を受けていること。

### (2) 活動時間・場所について

- ①活動可能時間は平日9:00~18:30である。  
1部・2部の生徒は18:30までに完全下校すること。
- ②長期休業中・休日の活動可能時間は9:00~16:30である。

## \*新規部活動(同好会)設立について

### 【新規部活動(同好会)の設立条件】

- (1) 申請時に部員が5名以上いること。
- (2) A勤・B勤の教員各1名に顧問を依頼し、承諾を得ていること。
- (3) 既存の部活動と活動内容が類似していないこと。
- (4) 活動は年間を通じて行うものに限る。  
※文化祭の企画だけの部活動は認められない。

以上の条件を満たし、生徒部⇒企画調整会議⇒職員会議⇒生徒総会の承認を得て、同好会としての活動を始めることができる。

### 【同好会から部活動への昇格について】

- 1年以上の活動を経て、部活動への昇格を希望する場合は申請書を提出し生徒部で審査する。
- (1) 年間を通じて活動していること。
  - (2) 広く部員を募って活動していること。

#### 【部活動・同好会の廃部について】

- (1) 年度末に活動状況を生徒部で審査し、年間を通じての定期的な活動が見られず学校行事等への参加も確認できなかった部活動・同好会は活動停止とし、生徒部預りとする。
- (2) 部活動・同好会への復帰を希望する場合は申請書を提出し、生徒部で審査する。
- (3) 生徒部預りとなって2年間活動がなく、復帰の見込みが立たない場合、生徒部で協議した上で、その部活動・同好会を廃部とする。

#### 【顧問について】

- (1) 同好会から部活動への昇格時には、引き続き設立時の顧問が引き受けることとする。  
※この場合、主顧問1つ以上または副顧問2つ以上の枠内に含めない。  
また、部活動へ昇格した2年目以降から顧問希望調査の対象とする。

#### 【予算について】

- (1) 同好会の次年度の公費・生徒会費への予算申請については、活動実績を参考に生徒部で検討する。
- (2) 同好会の当該年度の生徒会予算請求については、生徒部で検討して可否を決定する。

### \* (夏季) 部活動環境ルール

#### 【光化学スモッグ】

- \* 注意報発令⇒顧問判断で実施可能  
(部員の体調や活動場所の状況によって決定)
- \* 警報発令⇒屋外での活動禁止

#### 【高温注意報】 (最高気温35℃以上が予想される場合)

副校長席横・グラウンド側の窓の外の温度計を基準に

- \* 35℃未満⇒顧問判断で実施可能  
(部員の体調や活動場所の状況によって決定)
- \* 35℃以上⇒屋外での活動禁止  
(屋内においても熱中症の危険性も視野に入れ活動)

## 6. 生徒の登下校時間について

- (1) 特別に許可のない限り、8:00以降に登校し、21:00までに下校すること。ただし、I・II部生の最終下校は18:30とする。
- (2) 長期休業中の登校可能時間は(月曜日～金曜日)9:00～16:45とする。最終下校は17:00(部活動は16:30までの活動)。



(3) 次の学校行事日の最終下校は18:30とする。

進路の日 集会 卒業生のお話を聞く会 セーフティ教室 芸術鑑賞教室  
卒業式予行

【AC勤務日】

## 7. その他

### \*自転車通学について

下記の条件を遵守できる生徒に限り自転車通学を認めている。必ず自転車通学届を生徒部へ提出して許可を得ること。

- (1) 交通ルールを遵守すること。
- (2) 決められた場所に施錠して駐輪すること。
- (3) 防犯登録をしていること。
- (4) 許可シールを車体に貼ること。

※通学定期券を持っている場合は自転車通学はできない。

※自転車保険には可能な限りで加入すること。

### \*拾得物・遺失物について

- (1) 拾得物が届けられた場合は、生徒部担当者に預ける。
- (2) 担当者が不在の場合、ファイル（拾得物一覧）に必要事項を記入し拾得した物を担当者の机の上に置く。※貴重品の場合は直接渡すこと。
- (3) 持ち主が現れた場合

※担当者が対応する。

※担当者が不在の場合、ファイルを確認して、保管場所から拾得物を出し確認する。

※貴重品の場合は、本人に見せる前に特徴やおおよその場所などを詳しく聞き確認してから渡す。

※ファイルに必要事項を記入し返却する。

### \*校内掲示の許可について

部の勧誘、発表会等の目的で、ポスター等を掲示したいときは必ず生徒部のスタンプ（許可印）を直接押すか、別紙に押しつけて貼り付ける。

掲示場所は、職員室横、各階エレベーター横または中央階段の掲示板に限る。

スタンプ

生徒部

## 4 生徒心得

学校は、生徒一人ひとりが、これからの人生を豊かで実りあるものにするための準備をするところです。本校に入学してくる生徒は、全員が学校生活の充実に向けてチャレンジする意欲を強くもっています。集団の中で意欲を持って行動するためには、ルールが必要です。

そこで、授業や学校行事及び部活動などがスムーズに行われ、みなさんが有意義な学校生活を送れるように、生徒心得を作成しました。

心に留めおき、一人一人が守って下さい。

### (1) 学校生活全般について

- ア 特別に許可のない限り、8:00以降に登校し、21:00までに下校すること。但し、I・II部生の最終下校は18:30とする。
- イ 授業や学校行事を大切にし、遅刻、欠席、早退をしないよう心がけること。
- ウ 生徒会活動・部活動・ボランティア活動には積極的に参加すること。
- エ 委員会活動や清掃など割り当てられた各自の分担は責任を持って行うこと。
- オ 地域の方々や外来者へのあいさつはもとより、教職員や先輩に対しても友人同士においても、あいさつを大切にすること。
- カ 授業を大切にし、自分の授業のある時間にコモンスペース等を使用しないこと。

### (2) 授業を受けるにあたって

- ア 一生懸命授業を受けている人の邪魔をすることは、いかなる理由があっても許されない。マナーをしっかりと守って学習すること。

- イ 私語をしたり、勝手に立ち歩いたりしないこと。
- ウ 授業ごとに決められた席に座ること。
- エ 携帯電話は電源を切り、カバンにしまうこと。
- オ 授業に関係のないもの（飲食物等）は、机の上に置かないこと。
- カ ガムや飲食物を口に入れないこと。
- (3) 学校施設・設備の使用について
  - ア 校舎や教室はきれいに使用すること。
  - イ ゴミは分別してゴミ箱に捨てること。生ゴミは持ち帰ること。
  - ウ 自習室は、他の人の迷惑とならないように静かに使用し、自習や読書など学習目的以外には使用しないこと。＜飲食禁止＞
  - エ ラウンジは、Ⅰ・Ⅱ部生徒の利用時間を、18:15までとする。  
〈給食時間帯（18:45～19:05）は、Ⅲ部生のみが使用できる。〉
  - オ コモンスペース・アルコープの使用については、授業の迷惑とならないように注意する。なお、1つのグループで独占しないこと。
  - カ 学校の施設・設備を誤って破損したときには、直ちに担任を通じて生徒部に申し出ること。  
破損した物については、原則として弁償しなければならない。  
また、それが意図的であった場合は特別指導の対象となる。
  - キ 個人ロッカーは破損することなく丁寧に使用し、シール等を貼らずに責任を持って管理すること。
  - ク 携帯電話の充電等、学校の設備を勝手に使用しないこと。

- ケ 資源・環境に配慮し、冷暖房の温度は適度に設定すること。
- (4) 所持品について
  - ア 生徒は生徒証明書を常に携帯すること。また、紛失した場合は担任に申し出て、経営企画室で再発行してもらうこと。
  - イ 学習に不必要な物は持ち込まないこと。  
特に貴重品には十分注意すること。
  - ウ 盗難の被害にあった時や、物品を紛失・拾得した時は担任及び生徒部へ届けること。
- (5) 飲食について
  - 飲食は、指定された場所（ラウンジ・3～5階コモンスペース・一般教室・2～4階アルコープ）で摂り、飲食後は後片付けを忘れないこと。また、これ以外の場所（自習室・図書室・特別教室・1階アルコープ・体育施設等）での飲食は禁止とする。
- (6) 登下校について
  - ア 登下校時は、安全に注意し、法令及びマナーを守ること。
  - イ 自転車通学を希望する者は、所定の手続きにより許可を得ること。
  - ウ 免許を所有している生徒でも、バイク・自動車での通学は禁止する。  
（いかなる場合でも、保護者・保証人運転以外の車両での登下校は禁止する。）
- (7) 特別指導について
  - ア 法令に触れる行為は、学校の内外を問わず絶対にしてはならない。
  - イ 飲酒・喫煙に類する行為（電子タバコ、ノンアルコール飲料等）、恐喝、いじめ、暴力・暴言、威

嚇行為、ネット上の誹謗中傷等、窃盗・万引き、バイク・自動車通学、考査中の不正行為、公共物の破損、授業妨害、指導無視、薬物乱用などをした場合は、特別指導の対象になる。

また、これらの行為に加担または同席した者も同様に指導の対象となる。(成人においても校内または学校周辺、登下校時の飲酒、喫煙、車両運転・同乗は禁止)

- ウ 特別指導には、校長説諭、登校指導等があり、反省の様子が現れない場合は、指導の期間が延長される。また、特別指導を繰り返した場合は、進路変更を求めることもある。

